

歳入確保に係る基本方針 (改定)

平成 28 年 (2016 年) 3 月

豊 中 市

も く じ

はじめに	歳入確保に係る基本方針の中間見直しにあたって	P 1
第 1 章	歳入確保の必要性	P 2
第 1 節	財政運営上の課題	P 2
第 2 節	行財政運営基盤の充実・強化の好循環の構築のために	P 5
第 3 節	歳入確保の視点	P 6
第 2 章	歳入確保の取組み	P 7
第 1 節	基本的な考え方	P 7
第 2 節	既存の歳入の確保	P10
第 3 節	新たな歳入の創出	P14
第 4 節	歳入の源泉の涵養	P17
第 3 章	めざすべき方向	P30
第 4 章	取組期間及び推進体制	P32

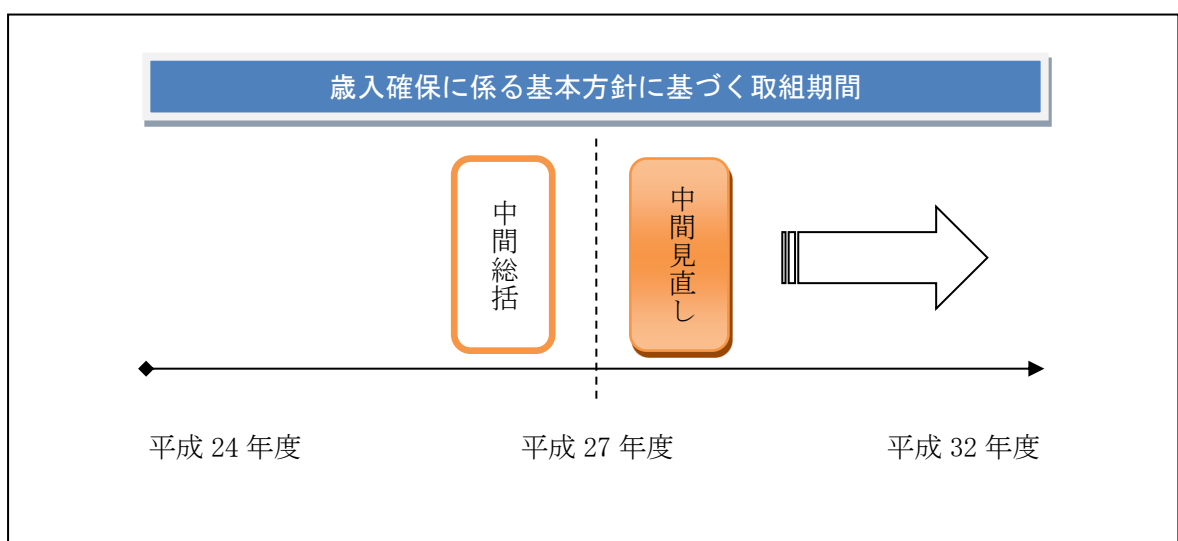
はじめに 歳入確保に係る基本方針の中間見直しにあたって

本市では、既存の歳入の確保、新たな歳入の創出、歳入の源泉の涵養（かんよう）の三つの観点から、歳入確保に係る取組みの方向性を明確に示すことで、平成25年度当初予算における経常収支比率95%以下の達成と、その目標達成後の持続可能な財政構造の構築・維持に資することを目的として、平成24年7月に『歳入確保に係る基本方針（以下「基本方針」といいます。）』を策定しました。

基本方針を策定した平成24年以降、本市は、各部署の創意工夫のもと様々な歳入確保に係る取組みを推進してきましたが、本市を取り巻く状況及びその背景にあるわが国の社会経済情勢は基本方針策定当時から大きく変移してきており、それらの事象も踏まえたうえで、この間の歳入確保に係る取組みから見えてきた課題に対応するため、基本方針の取組期間の中間年度である平成27年度に基本方針の中間見直しを行います。

基本方針の中間見直しにあたっては、基本方針の策定からこれまでの3年間の取組みを振り返り、そこから得られた成果と課題を抽出した『歳入確保に係る基本方針の中間総括（以下「基本方針の中間総括」といいます。）』（平成28年2月）を取りまとめ、今後の財政運営上の大きな課題として、少子高齢化の進展による社会保障関係経費の増大、市有施設老朽化による施設更新需要の増大を挙げ、中長期的な自主財源の確保を図る必要があるとしています。

【基本方針に係る取組期間のイメージ図】



第1章 歳入確保の必要性

第1節 財政運営上の課題

(1) 少子高齢化社会の進展による社会保障関係経費の増大

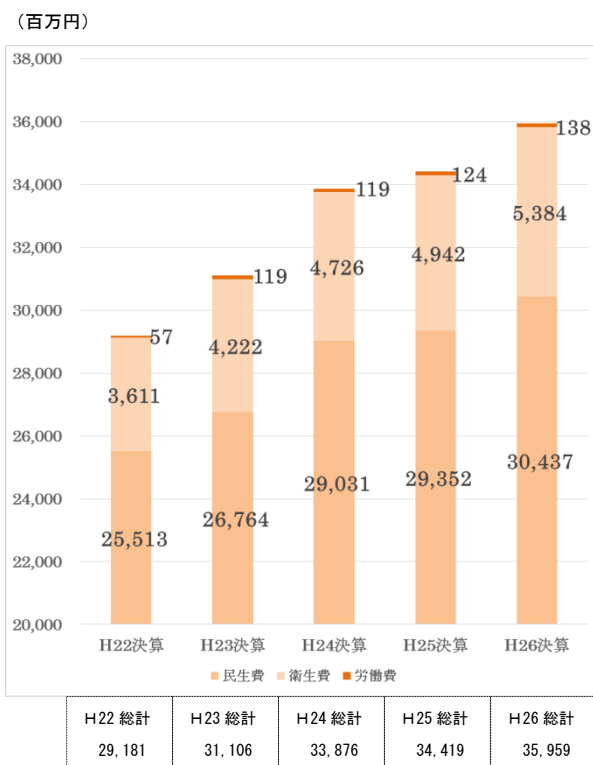
本市に限らず、わが国における少子高齢化社会の進展による大きな社会問題の一つとして、少子化対策のための経費の増や高齢化に伴う社会保障サービスや医療費等の増による社会保障関係経費の増大が挙げられます。

本市では、『社会保障関係経費に係る基本的な考え方』（平成27年10月）において、社会保障関係経費の推移を次の図のとおり示しています。

平成22年度から平成26年度決算における社会保障関係経費の推移を見ると、平成24年度は中核市に移行したことに伴い、事務権限等が移譲され扶助費や保育所関連経費などが前年度より27億7,100万円、率にして8.91%の増となっています。

社会保障関係経費は4年間で67億7,800万円(23.23%)と大きく増加しており、平成26年度決算においては一般会計における一般財源の約4割を占めるに至っているため、財政運営上の大きな課題となっています。

【増大する社会保障関係経費】



- ※ 一般会計の社会保障関係経費に係る歳出一般財源を集計
- ※ 社会福祉事業基金積立金を除く。

出典；豊中市『社会保障関係経費に係る基本的な考え方』

平成27年10月

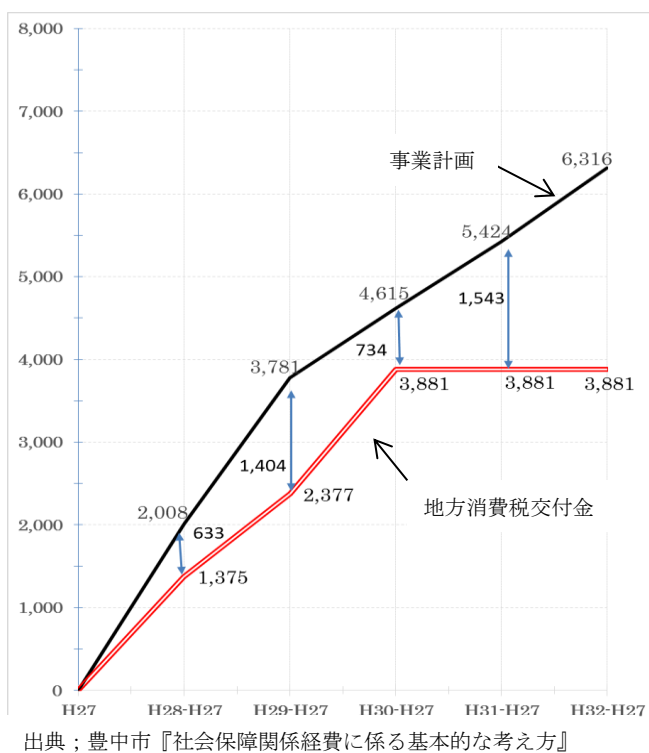
また、次の図は、一般会計の社会保障関係経費に係る歳出一般財源について、本市の事業計画の今後の見込みをもとに推計したものです。

【社会保障関係経費の将来推計】

(百万円)

事業計画によると、平成 28 年度は歳出一般財源ベースで 20 億 800 万円増加するものの、消費税率の更なる引き上げは延期されたため、地方消費税交付金は景気回復に伴う消費拡大分の 13 億 7,500 万円の増加を見込んだとしても、6 億 3,300 万円の財源不足が生じることとなり、既存の歳入で創出する必要があります。

平成 29 年度は歳出一般財源ベースで平成 27 年度と比べ 37 億 8,100 万円増加します。一方、平成 29 年 4 月に消費税率が 10%に引き上げられますが、その引き上げ効果は一部となり地



出典；豊中市『社会保障関係経費に係る基本的な考え方』

平成 27 年 10 月

方消費税交付金は 23 億 7,700 万円の増加にとどまり、財源不足額は 14 億 400 万円にまで拡大します。平成 30 年代以降は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となることから、社会保障サービスの提供を持続可能なものにするため、歳出の抑制及び適切な執行とともに歳入の創出など財源確保等の取組みを進めていく必要があります。

(2) 市有施設老朽化による施設更新需要の増大

わが国では、昭和 39 年の東京オリンピック及び高度経済成長期以降に整備したインフラが今後一斉に老朽化し、今後 20 年間で、建設後 50 年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる見込みです。

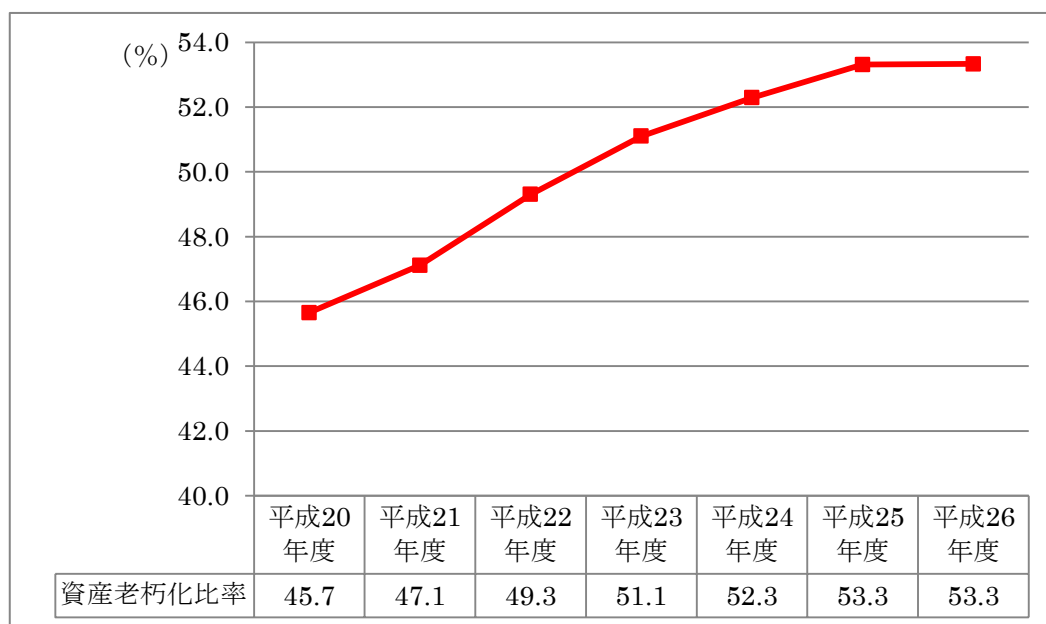
本市においても、『豊中市道路橋の長寿命化修繕計画』（平成 23 年 6 月）によれば、管理する橋梁の多くが高度経済成長期に建設され、橋長 15m以上の計画対象橋梁 50 橋のう

ち、建設後 50 年を経過する高齢化橋梁は平成 32 年には 25 橋（50%）、さらに 10 年後の平成 42 年には 44 橋（88%）に達します。

また、施設や設備など有形固定資産のうち償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合により、施設や設備がどれくらい老朽化しているかを表す指標を「資産老朽化比率」といい、この比率が高いほど維持補修費が増加し、近い将来に更新のための投資が必要となる可能性が高いといえます。本市では、資産老朽化比率が年々増加傾向にあり、平成 23 年度には 50%を超え、平成 26 年度には 53.3%となっています。

このように、一斉に老朽化するインフラを含む市有施設を戦略的に維持管理・更新することが求められている状況のなか、本市が平成 16 年に行った試算では、既存の市有施設を 30 年間適切に維持補修したと仮定した場合、維持補修にかかる費用の合計は 1,500 億円と見積もられており、その財源確保等についても十分に検討していく必要があります。

【資産老朽化比率の状況】



出典；豊中市『決算バランスシート等財務書類（4表）』より作成

第2節 行財政運営基盤の充実・強化の好循環の構築のために

本市では、行財政運営を取り巻く環境に柔軟かつ的確に対応するとともに、基本政策及び総合計画後期基本計画の着実な推進を図るため、課題及び目標の設定を行い、それを踏まえ、資源配分の考え方を示すため、平成26年度より次年度の『行財政運営方針』を定め、翌年度の施策立案、予算及び執行体制の編成を効果的・効率的に行い、持続可能な行財政運営基盤の構築をめざしています。

同方針では、人口減少・少子高齢化など社会情勢の変化が進むなか、より効果的・効率的な行財政運営を進め、まちの活力向上を図っていかねばならず、これまでの「危機克服型」の改革ではなく、未来を見据えて、絶えずチャレンジと変革を追求し、新たな創造により多様なニーズに応える、「未来志向型」の改革を進めていくとし、行財政運営基盤の充実・強化の好循環の構築について必要性を示しています。

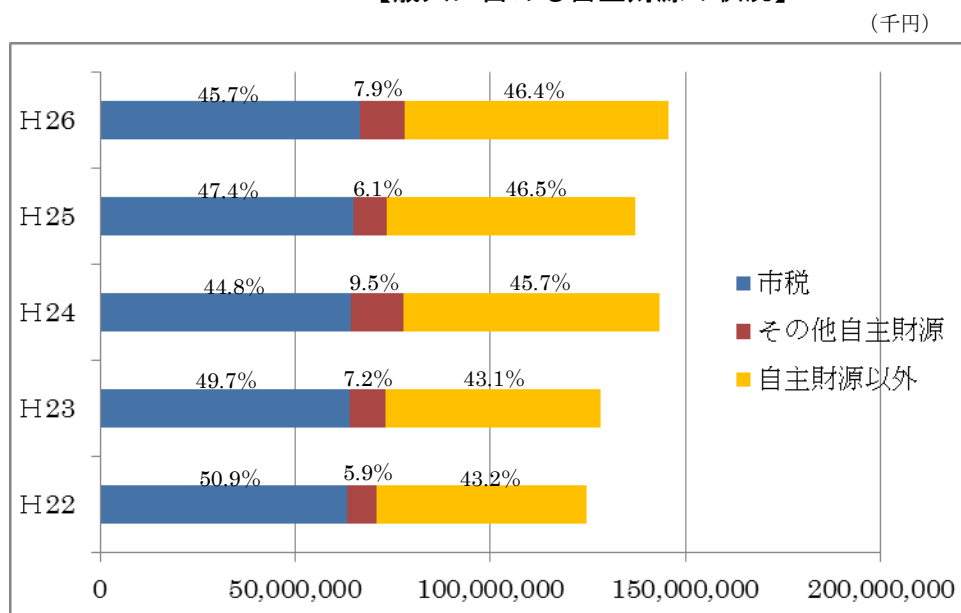
このような背景のもと、行財政運営基盤の充実・強化に資するように、歳入確保に係る取組みについても、従来通りの取組内容にとどまらず、社会情勢や多様なニーズを的確に捉え、「未来志向型」のこれまでにない新たな展開をしていくことが必要です。

第3節 歳入確保の視点

歳入確保の取組みを検討するにあたっては、依存財源である地方交付税や国・府支出金を確保することも非常に大切ですが、現下の国の財政状況から、これら依存財源の将来見通しが不透明であることに加え、自立した行財政運営を築いていく観点においては、基本的には可能な限り自主財源を中心とした財政構造とすることが重要です。そのため、歳入確保の取組みを進めるにあたっては、自主財源の確保に最大限に努める必要があります。

そこで、この基本方針では、市税のほか、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、諸収入等といった自主財源を主に検討対象とすることとします。

【歳入に占める自主財源の状況】



(千円)

	自主財源		自主財源以外	歳入計
	市税	その他自主財源		
H26	66,667,598	11,504,765	78,172,363	145,768,773
H25	65,090,732	8,389,793	73,480,525	137,276,063
H24	64,220,370	13,671,374	77,891,744	143,481,511
H23	63,806,115	9,200,602	73,006,717	128,430,965
H22	63,461,339	7,398,790	70,860,129	124,706,003

出典；総務省「地方財政状況調査」より作成（決算数値）

※自主財源は、繰越金を除き、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入とした。

第2章 歳入確保の取組み

第1節 基本的な考え方

歳入確保の取組みを推進するにあたって、次のとおり基本的な考え方を定めるものとします。

【基本的な考え方】

- 持続可能な財政構造の構築・維持のためには歳入確保における地道な取組みの積み重ねが重要で、継続して実施することはもちろんのこと、これまでの取組みに一工夫を加えて、更なる歳入確保の効果を創出していく視点を取り入れます。
- 取組みにより創出される効果額のみを注視するのではなく、人件費を含めた取組みに要するコストを考慮し、費用対効果のバランスを図ります。
- 「既存の歳入の確保」「新たな歳入の創出」「歳入の源泉の涵養」の三つの観点からの枠組み毎に取組テーマを設定し、取組みを推進します。

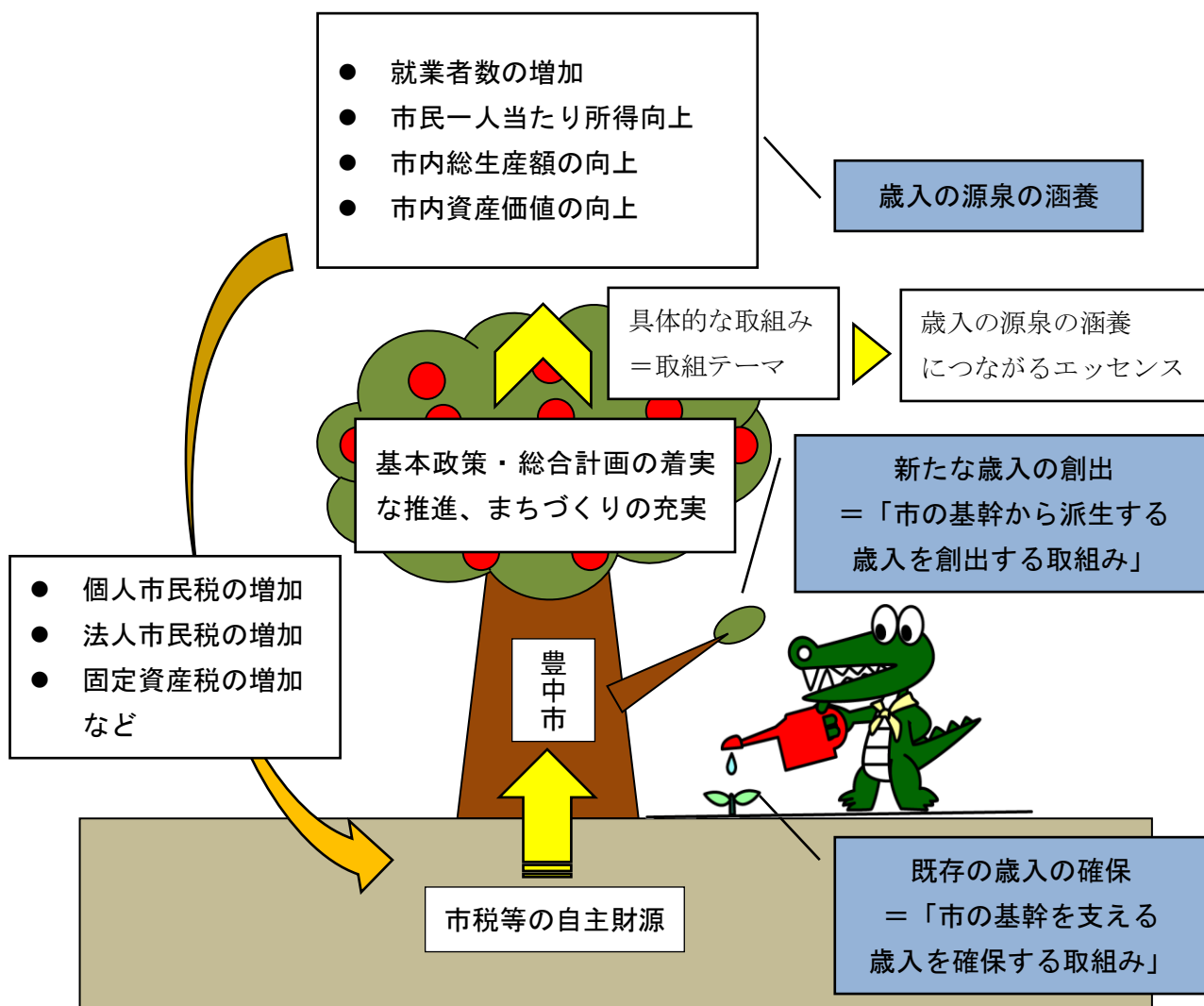
次節以降、これまでの本市の歳入確保の取組みの振り返り、そこから考えられる今後の課題に対応するため、既存の歳入の確保、新たな歳入の創出、歳入の源泉の涵養の三つの観点の基本方針において重点的に取り組むテーマを定めるとともに、取組みによる効果の現れとして、平成32年度までの取組目標を示します。

また、歳入の源泉の涵養においては、その考え方や効果等を整理し、取組内容が歳入の源泉の涵養につながる過程をイメージ図として示します。

さて、本節では、それぞれの観点に係る取組みの関係性について整理します。

次の図は、歳入の源泉の涵養を図ることによる市税等の自主財源への作用と、既存の歳入の確保に係る取組みや新たな歳入の創出に係る取組みの位置付けを示した歳入確保に係る取組みの循環図です。

【歳入確保に係る取組みの循環図】



豊中市を一本の木に見立てたとき、この木を大きく育てるためには強固な地盤が必要になります。そういう意味では、市税をはじめとする自主財源は、豊中市を支える豊かな土壌といえます。ただし、豊かな土壌があったとしても、それを適正に管理する者がいなければ土壌は徐々に荒れ、やがて木を支えられなくなる可能性があります。このように、適正に土壌を管理し、木の根付きを促進し、幹を太くする取組み、すなわち、市税等の自主財源（市の基幹を支える歳入）を適正に管理する取組みが「既存の歳入の確保」に係る取組みです。

そして、市税等の自主財源は、豊中市を育てる養分となり、それを糧に豊中市は基本政策・総合計画の着実な推進やまちづくりの充実を図っていきます。その果実が、市民のみ

なさん一人一人に行き渡る行政サービスだといえます。このように、豊中市は、住民福祉の増進を図るために様々な行政サービスを提供しており、そのサービスを支える財源の一部として市民のみなさんからの市税等の自主財源を用いています。

前述したとおり、地方自治体が提供する行政サービスは、住民福祉の増進を図るためのものであり、そのことによって歳入を確保することを目的とはしていません。しかしながら、その行政サービスが間接的に本市の地域経済等に作用することにより、就業者数の増加につながり、市民一人当たり所得が向上し、市内総生産額の向上となる、または市内資産価値の向上につながるということがあります。これらの現象は、結果として個人市民税や法人市民税、固定資産税の増加をもたらし、更なる市税等の自主財源の確保が図られます。

「歳入の源泉の涵養」に係る取組みとは、まさにこの現象と密接な関係にある行政サービスにスポットをあて、分野毎に取組テーマとして設定することにより、歳入の源泉の涵養につながるエッセンスを抽出し、就業者数の増加・市民一人当たり所得向上・市内総生産額の向上・市内資産価値の向上を図ろうとするものです。

一方、歳入の源泉の涵養に係る循環等により、豊中市という木が大きくなれば、大きな幹からは養分を蓄える枝葉が生えてきます。このように、市の基幹から派生する歳入を創出する取組みが「新たな歳入の創出」に係る取組みであるといえます。

第2節 既存の歳入の確保

既存の歳入の確保に係る取組テーマ	
(1)	課税・賦課の強化、徴収実績の向上
(2)	公の施設の使用料及び手数料に係る受益者負担の適正化
(3)	市有施設の有効活用

(1) 課税・賦課の強化、徴収実績の向上

納付を確実なものとすることは、歳入確保の取組みとしても有効であり、現年度収納率を上げることは滞納繰越分に移行するものを減らすことにつながることから、重要な取組みであり、引き続き強化するとともに、滞納繰越分については、滞納整理を進め滞納額の更なる縮減を図ります。

また、市税や国民健康保険料、保育料等といった強制徴収公債権にとどまらず、非強制徴収公債権や私債権の回収にも積極的に努めることとし、各債権における現状を把握・分析するとともに、滞納繰越額も含めた全体の徴収実績の向上を図る取組みを進めます。

特に、収納方法としての口座振替の推進は、多くの債権において確実な収納につながることから、今後は、さらに口座振替の取組みの推進を図ります。あわせて、徴収に有効な収納方法の拡大について検討します。

他方、各部署において「豊中市債権の管理に関する条例」に基づき、債権（徴収）に関する取組みを着実に進めるほか、債権別に加えて債務者別の債権管理の検討や債権管理に係る組織体制の見直しや人材育成など、市全体で取組みの強化を図ります。

取組目標【第2節(1)】
平成32年度までに
◆本市の主な債権に係る現年度分収納率 市税 99.0%（市民税 98.9%、固定資産税 99.1%など）／国民健康保険料 91.6%／患者窓口納付金 99.6%／水道料金 99.8% （参考 平成26年度実績値） 市税 98.6%（市民税 98.4%、固定資産税 98.7%など）／国民健康保険料 90.8%／患者窓口納付金 99.2%／水道料金 99.8%※ ※水道料金の現年度分収納率は、4月以降の残債権を過年度分として収納した後の数値を記載しています。

取組目標【第2節(1)】

(前頁続き)

◆本市の主な債権に係る滞納繰越額

市税 2,000,000 千円／国民健康保険料 1,500,000 千円／患者窓口納付金 45,000 千円
／水道料金 84,000 千円

(参考 上記取組目標を達成した場合に想定される滞納繰越分収納率)

市税 30.0%／国民健康保険料 22.0%／患者窓口納付金 20.0%／水道料金 89.2%

(参考 平成26年度実績値)

市税 3,436,958 千円／国民健康保険料 2,310,101 千円／患者窓口納付金 66,574 千円
／水道料金 86,248 千円※

※水道料金の滞納繰越額は、4月以降の残債権を過年度分として収納した後の額を記載しています。

(2) 公の施設の使用料及び手数料に係る受益者負担の適正化

受益者負担は、行政サービスによる利益等が特定の個人に及ぶ際に、行政サービスの提供等に要する経費のすべてを市税収入に依らず、その受益者等に一定の負担を求める考え方です。これには、会館などの施設使用料のように所得に関係なく受けたサービス内容に応じた負担が設定されるものと、市営住宅の家賃や保育料のように、所得に応じた負担が設定されているものがあります。また、学校や図書館、公園、道路など法令等で使用料が無料と定められている施設もあり、診療所、養護老人ホームなど受益者負担の割合について市に裁量の余地が与えられていない施設もあります。

本市では、公の施設の使用料に係る受益者負担について、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を図ることを基本的な考え方に、受益者負担の明確な基準を設定し、あるべき公費と受益者負担の割合を示します。また、一律に受益者に負担を求めるのではなく、サービスの性質(必需性・代替性)に応じて受益者負担と公費負担の割合を設定します。なお、詳細な使用料の算定等は『公の施設の使用料に関する指針』(平成24年8月)に定めています。

一方、手数料については、行政サービスを受ける人と受けない人との負担の公平性を図ることを基本的な考え方に、行政サービスによる利益等が特定の個人に及ぶ際に、行政サービスの提供等に要する経費のすべてを市税収入に依らず、受益者に負担を求めます。こ

の際、建物等の減価償却費やシステム開発委託料などの受益者に負担させることが相当ではない経費を除き、手数料を設定するものとします。ただし、行政サービスによる利益等が特定の個人に限定されず及ぶと認められる場合は、この限りではありません。そのほか、全国的に統一して定めることが特に必要と認められているものとして、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で定める事務については、政令で定める当該金額を標準として定め、国及び府、他の自治体等との均衡を図って手数料額を設定している手数料などの場合には、受益者の公平性を担保するため、それらの手数料額によることとします。

自治体を取り巻く社会経済環境は刻々と変化するため、料金設定の算出根拠となった必要経費や利用者数などにも当然変化が生じることから、定期的な見直しを絶えず行う必要があります。

特に、自治体の徴する手数料は、法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、議会の議決を経て徴収することとなっていますが（地方自治法第 228 条第 1 項）、自治体毎にその徴する手数料は異なります。つまり、ある自治体では手数料を徴している行政サービスであっても、別の自治体では手数料を徴していない場合があること、あるいは同様の行政サービスに係る手数料であっても、自治体毎に手数料額が異なる場合があるということです。このような状況から、本市における既存の行政サービスについて、手数料を徴すべきものがないか再度検討を行うとともに、手数料を徴している行政サービスについても、事務の効率化を図りながら、適切に手数料を設定していることを確認する必要があります。

そこで、公の施設の使用料及び手数料（以下「使用料等」といいます。）については、原則として 4 年毎に見直しを検討することとします。

取組目標【第 2 節（2）】

平成 32 年度までに

◆使用料等

- ・ 受益者負担の適正化を図り、必要に応じて使用料等を改定

（参考 次回見直し時期）

- ・ 手数料；平成 28 年度
- ・ 公の施設の使用料；平成 29 年度

(3) 市有施設の有効活用

本市では、『豊中市市有施設有効活用計画』（平成 23 年 7 月）に基づき、市有施設の有効活用を着実に進めてきました。今後は、将来の人口や財政状況等を見通し、平成 28 年度中に『公共施設等総合管理計画』を策定するとともに、施設総量のフレームづくりを行い、効果的効率的な施設運営を進めます。

具体的には、市有施設全体について市有施設の利活用状況と行政サービスへの需要を勘案し、施設配置の最適化に向け、施設の複合化・多機能化・戦略的配置を進めるとともに、その実施方策としては、民間のアイデアやノウハウを活用し、施設に要する経費を抑制しつつ、新しい需要への対応、新しいサービスの創造につなげます。

また、こうした取組みを通じて、行政目的としての利用をしないこととなる土地建物が生じることとなりますが、その場合、より効果的な売却・貸付による歳入確保につなげます。

取組目標【第 2 節 (3)】

平成 32 年度までに

◆市有施設の有効活用

- ・『公共施設等総合管理計画（実施計画）』の策定及びそれを踏まえた効果的な施設配置（戦略的配置）の推進

第3節 新たな歳入の創出

新たな歳入の創出に係る取組テーマ	
(1)	有料広告・自動販売機・ネーミングライツ・公有財産（動産）の売却等の市有資産の活用
(2)	公有財産（不動産）の貸付等
(3)	寄附金収入の拡大

(1) 有料広告・自動販売機・ネーミングライツ・公有財産（動産）の売却等の市有資産の活用

まず、本市の有料広告料はここ数年減少傾向にあります。その一方、市民課の窓口封筒のように広告を掲載した封筒の現物提供を受け歳出の抑制を図っている取組みが増えてきています。この取組みは、直接的に歳入を確保するものではありませんが、間接的に財源の創出に寄与することから、これを全庁的に広げていくため、広く一般化できる事業スキームの確立や取りまとめる部署の調整を行います。

次に、これまで取り組んだ公募による自動販売機の設置は、相当の効果があつたと認められるので、その設置が可能と考えられる市有施設には、施設の設置目的を妨げないか、施設効用を高めることにつながるかどうかなどを検証のうえ、積極的に検討することとします。

次に、市有資産から歳入を創出してより一層の自主財源を確保するとともに、地域経済の活性化等を図る観点から、市有施設の有効活用における『公共施設等総合管理計画』等を踏まえながら、ネーミングライツの販売等による諸収入の拡大を推進します。

最後に、不用となった公有財産（動産）の売却では、再生紙と金属製（鉄・アルミ・ステンレス等）の不用品・廃材、車両を売却していますが、これらは元々手数料を支払ったうえで廃棄していたもので、これらの売却対象物品が増えることにより、廃棄に要していた手数料が削減されるだけでなく、新たに売却による収入を得られる取組みとなります。今後は、売却対象物品の拡大に向けて検討を進めます。

また、売却手法として、現在は車両だけに限定しているネットオークションの活用についても、車両以外の売却可能な物を対象にできるように出品物の決定やネットオークションの参加申込みなどの事務フローの整理を図ります。

取組目標【第3節（1）】

平成32年度までに

◆有料広告料

- ・新たな媒体による有料広告料の計上

◆現物提供を受け歳出の抑制を図る取組み

- ・広く一般化できる事業スキームの確立及び取りまとめ部署の選定
- ・新たな媒体による現物提供を受け歳出の抑制を図る取組みの実践

◆自動販売機設置使用料・ネーミングライツ料

- ・平成26年度の実績を上回る使用料を計上

（参考 平成26年度実績）

自動販売機設置使用料 5,892千円／ネーミングライツ料 1,458千円

◆公有財産（動産）の売却

- ・公有財産（動産）の売却にあたって車両以外の売却可能な物も対象にネットオークションを活用

（2） 公有財産（不動産）の貸付等

公有財産（不動産）には、特定の行政目的のために使用する行政財産と、それ以外の財産である普通財産があります。これらは、施設の床面積や敷地に余裕がある場合、あるいは何らかの理由により当面の活用ができない場合などに、行政財産の目的外使用や財産の貸付などにより民間団体などに使用させ、そのことによる貸付収入等を得ています。

これまで、この方法による活用は事例が限られていましたが、近年では、施設利用者の利便性向上と歳入確保の両方の視点を勘案して、目的外使用許可による市役所自動車駐車場の民間事業者による運営も始まっており、運営方法の変更など種々の工夫を図っています。今後は市有財産の有効活用の観点から、可能な財産については民間のノウハウを活用しながら目的外使用や貸付を積極的に行うなど、歳入の確保を図ることとします。

また、公有財産（不動産）の貸付等について、使用料や貸付料などに関する基本ルールを策定するなど、取扱いの一定の統一化を図ります。

取組目標【第3節（2）】

平成 32 年度までに

◆公有財産（不動産）の貸付等

- ・平成 26 年度の実績を上回る行政財産の目的外使用料及び財産貸付収入を計上

（参考 平成 26 年度実績値）

行政財産の目的外使用料 25,460 千円（自動販売機設置使用料除く）

／財産貸付収入 78,158 千円

（3） 寄附金収入の拡大

本市では、収納方法の多様化により寄附者の利便性を高めることで、市内居住者はもとより、市外居住者や事業者からの寄附を広く募る取組みの一環として、「ふるさと納税」に係るクレジット収納を導入しました。

今後も「ふるさと納税」の仕組みとしての税控除額について把握しながら、市外居住者からの寄附増加も含め、新たな施設を建設する場合のほか本市のもつ資源やこれまで実施してきた事業に着目し、市内外より応援してもらえる新たな寄附メニューを設置したうえで、それらの寄附メニューを広く市民及び市外居住者へPRするとともに、「歳入の源泉の涵養」に係る取組みと連携し、「ふるさと納税」を通じた本市の魅力発信等を行います。

あわせて、本市のまちづくりについて寄附を通して応援していただいた多くのサポーターのみなさんに感謝の意を表するとともに、市民及び市外居住者に本市の魅力を知ってもらう一つの機会とするため、「ふるさと納税」に係る返礼品を設定します。

また、平成 28 年度税制改正大綱において、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の創設が盛り込まれ、この「企業版ふるさと納税」に係る寄附の用途が地方創生に関する事業に限られるため、『豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」といいます。）』（平成 27 年 10 月）の事業をバックアップする企業からの寄附が期待できます。

取組目標【第3節（3）】

平成 32 年度までに

◆ふるさと納税（寄附金収入）

- ・寄附件数 400 件／寄附金額 45,000 千円

（参考 平成 26 年度実績値）

寄附件数 280 件／寄附金額 26,703 千円

第4節 歳入の源泉の涵養

本章第1節に記したように、歳入の源泉の涵養の取組みは、「就業者数の増加、市民一人当たり所得向上、市内総生産額の向上、市内資産価値の向上」を通じて「個人市民税の増加、法人市民税の増加、固定資産税の増加」を図るものです。

一方、本市が平成27年10月に策定した総合戦略には、今後本市の人口が著しく減少することが想定されるなか、平成52年における人口を38万人と展望できるように、出生率の向上や、本市への新たな人の流れへとつながる、まちの再生、産業振興、子育て子育て支援の充実や雇用創出などの取組みを掲げています。

基本方針においては、「まちの魅力にひとが集い、しごとが生まれ、未来につながる」ことをめざす総合戦略の考え方を発展させ、「就業者数の増加、市民一人当たり所得向上、市内総生産額の向上、市内資産価値の向上」を実現することによって、本市における歳入の源泉の涵養を図るものとします。

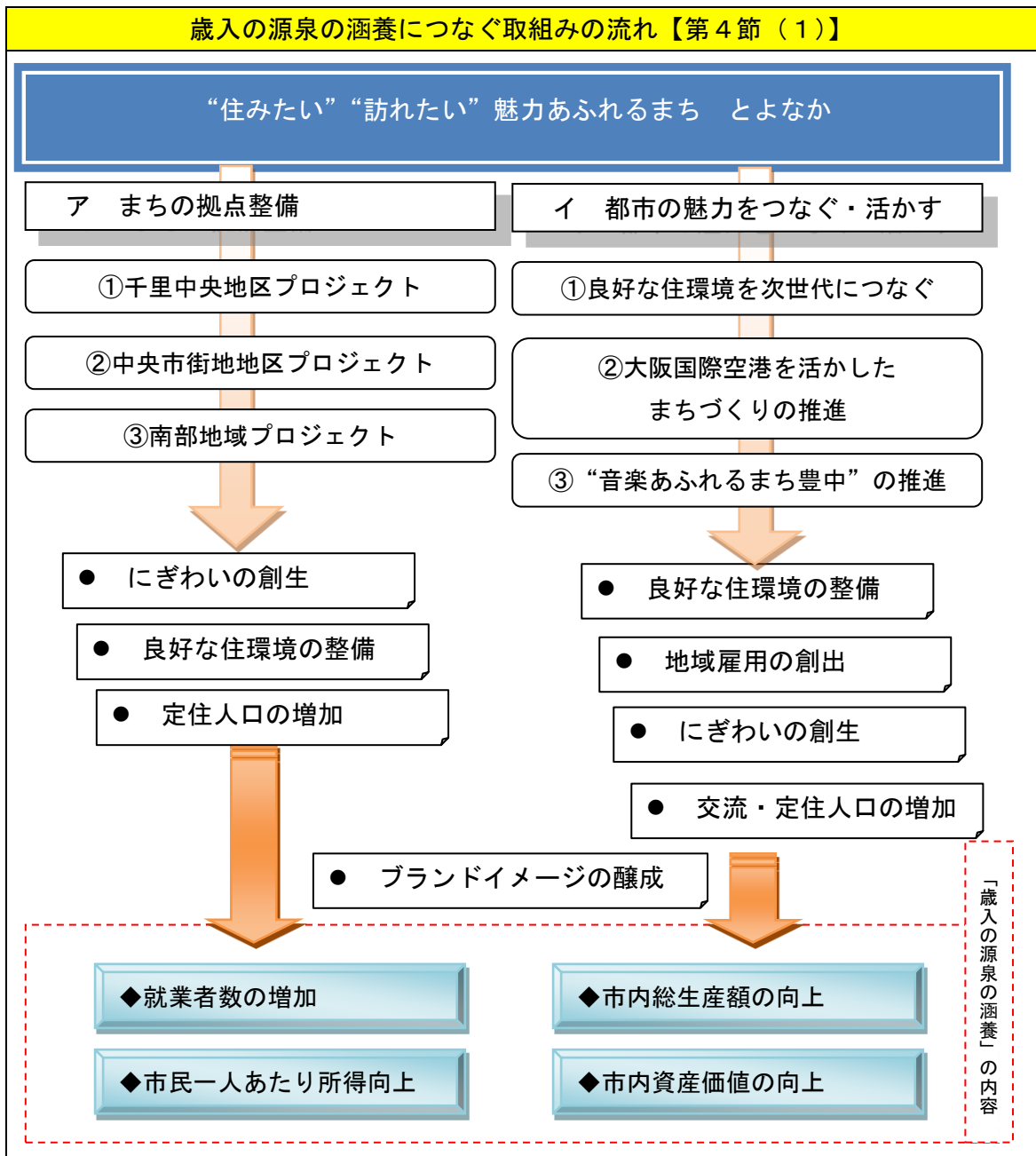
したがって、総合戦略における「基本目標」を取組テーマとして捉え、テーマ毎に歳入の源泉の涵養につなぐ取組みを進めます。

なお、歳入の源泉の涵養の取組みの指標は総合戦略の基本目標に掲げた指標によるものとし、本節では記載を省略します。また、歳入の源泉の涵養に係る取組効果は、従前通り歳入総体（人口一人当たり市税収入・自主財源）で把握します。

歳入の源泉の涵養に係る取組テーマ	
(1)	“住みたい”“訪れたい”魅力あふれるまち とよなか
(2)	働く場をつくるまち とよなか
(3)	地域でつながり支え合うまち とよなか
(4)	安心して産み育てられるまち とよなか
(5)	子どもが育ち・学び、社会で活躍するまち とよなか

(1) “住みたい” “訪りたい” 魅力あふれるまち とよなか

大阪国際空港や国土幹線道路などの広域交通網をはじめ、新大阪駅にも近いという立地特性や発達した地域公共交通のネットワークを活かしながら、拠点や地域の特性に応じた機能の充実を進めます。また、本市の魅力を次世代につなぎ・活かすことにより、自分らしく快適に生活できる環境づくりを市民・事業者・行政が連携しながら進めます。これにより、豊中の都市ブランドを支える様々な魅力や価値を高めるとともに、これを市内外に伝えることにより、豊中ブランドの向上を図り、定住人口や関西圏を訪れる人を増やすなど、豊中市へのさらなる人の流れへとつなげます。



「歳入の源泉の涵養につなぐ取組みの流れ【第4節（1）】」について

本市の3つの区域においてまちの拠点整備を進めることで、新たなにぎわいが創生されるとともに、地域の特徴が再認識される契機となります。このような取組みと併せ、良好な住環境の整備を通じて、定住人口の増加を図っていきます。

また、大阪国際空港や国土幹線道路などの広域交通網及び阪急電鉄・大阪モノレール・北大阪急行電鉄などの生活圏内の交通インフラ、医療機関や商業施設などの生活環境が充実しているという本市の強みに加えて、空き家対策などの住宅・住環境に関する取組みを進めることで、良好な景観の形成や防犯・防災面での不安の解消など安全・安心で良好な住環境を維持し、さらなる「“住みたい”まち とよなか」の具現化を進めます。

さらに、空港周辺移転補償跡地への新たな企業誘致や、空港でのイベント開催・就航都市との交流など本市の大きな地域資源である大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進により地域雇用の創出やにぎわいの創生、交流人口の増加を図ります。

これらの取組みに加えて、日本センチュリー交響楽団や大阪音楽大学等との連携事業など“音楽あふれるまち豊中”の推進により、市外からの交流人口の増加を図るとともに、かねてから醸成されてきた「教育文化都市 とよなか」のブランドイメージをさらに高めていきます。

このように「“住みたい”“訪れたい”魅力あふれるまち とよなか」に係る取組みを推進することで、歳入の源泉の涵養を図ります。

本取組テーマにおいて想定している具体的な取組み事業例は、次のとおりです。

ア まちの拠点整備

①千里中央地区プロジェクト

- ◆千里中央地区活性化ビジョンの実現に向けた協働の取組み

②中心市街地地区プロジェクト

- ◆蛍池駅、豊中駅、岡町駅周辺エリア
- ◆曾根駅、服部天神駅周辺エリア
- ◆“高校野球発祥の地”顕彰事業の推進

③南部地域プロジェクト

- ◆(仮称)南部コラボセンター基本構想の推進
- ◆大阪音楽大学周辺整備
- ◆庄内・豊南町地区住宅市街地総合整備事業

- ◆都市計画道路穂積菰江線と三国塚口線の整備

イ 都市の魅力をつなぐ・活かす

①良好な住環境を次世代につなぐ

- ◆住宅・住環境に関する基本方針の策定
- ◆「総合的な空き家対策方針」の運用

②大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進

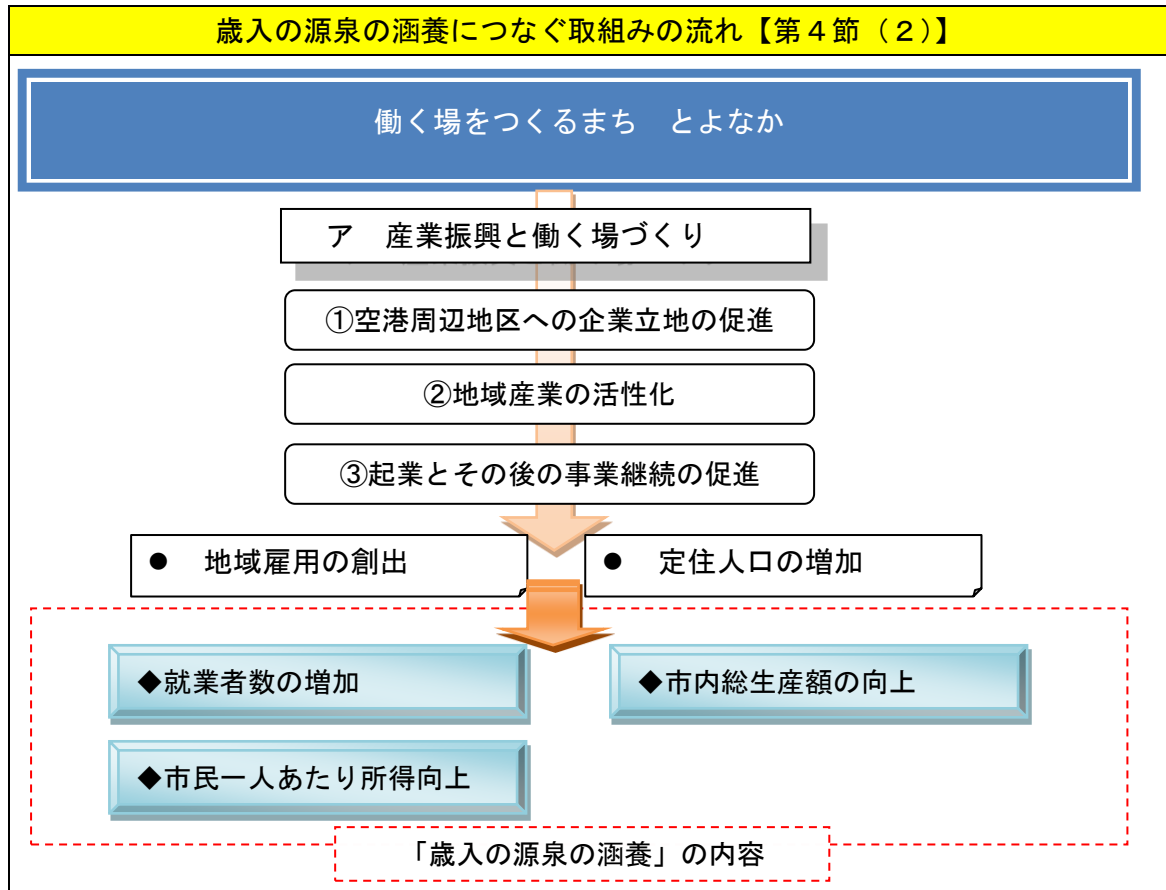
- ◆空港周辺移転補償跡地の有効活用による地域再生
- ◆空港におけるイベントの開催などによるにぎわいの創出
- ◆就航都市との文化・スポーツ・産業・観光を通じた相互交流、連携強化

③“音楽あふれるまち豊中”の推進

- ◆日本センチュリー交響楽団や大阪音楽大学等との連携事業
- ◆学校や市民団体など様々な主体との協働事業の展開

(2) 働く場をつくるまち とよなか

豊中市の活力を向上させるために、本市の立地を活かした企業誘致や働きやすい環境づくりを進めます。



「歳入の源泉の涵養につなぐ取組みの流れ【第4節(2)】」について

前述したとおり、本市の大きな地域資源である大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進の一環として、空港周辺移転補償跡地の有効活用による新たな企業の誘致を図ることで地域雇用の創出につなげます。

また、本市には多数の中小企業があり、関係機関等との連携による市内事業者への支援（経営力強化）や地域の特性に応じた経営基盤強化の支援のほか、産学連携のマッチング支援による市内産業の活性化を図ります。加えて、起業した企業においても、その後の事業継続の促進のため、とよなか起業・チャレンジセンターにおける起業支援や産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の推進を行うことで、市内における働く場の創出につなげます。

このように「働く場をつくるまち とよなか」に係る取組みを推進することで、歳入の源泉の涵養を図ります。

本取組テーマにおいて想定している具体的な取組み事業例は、次のとおりです。

ア 産業振興と働く場づくり

①空港周辺地区への企業立地の促進

- ◆企業立地促進計画の推進

②地域産業の活性化

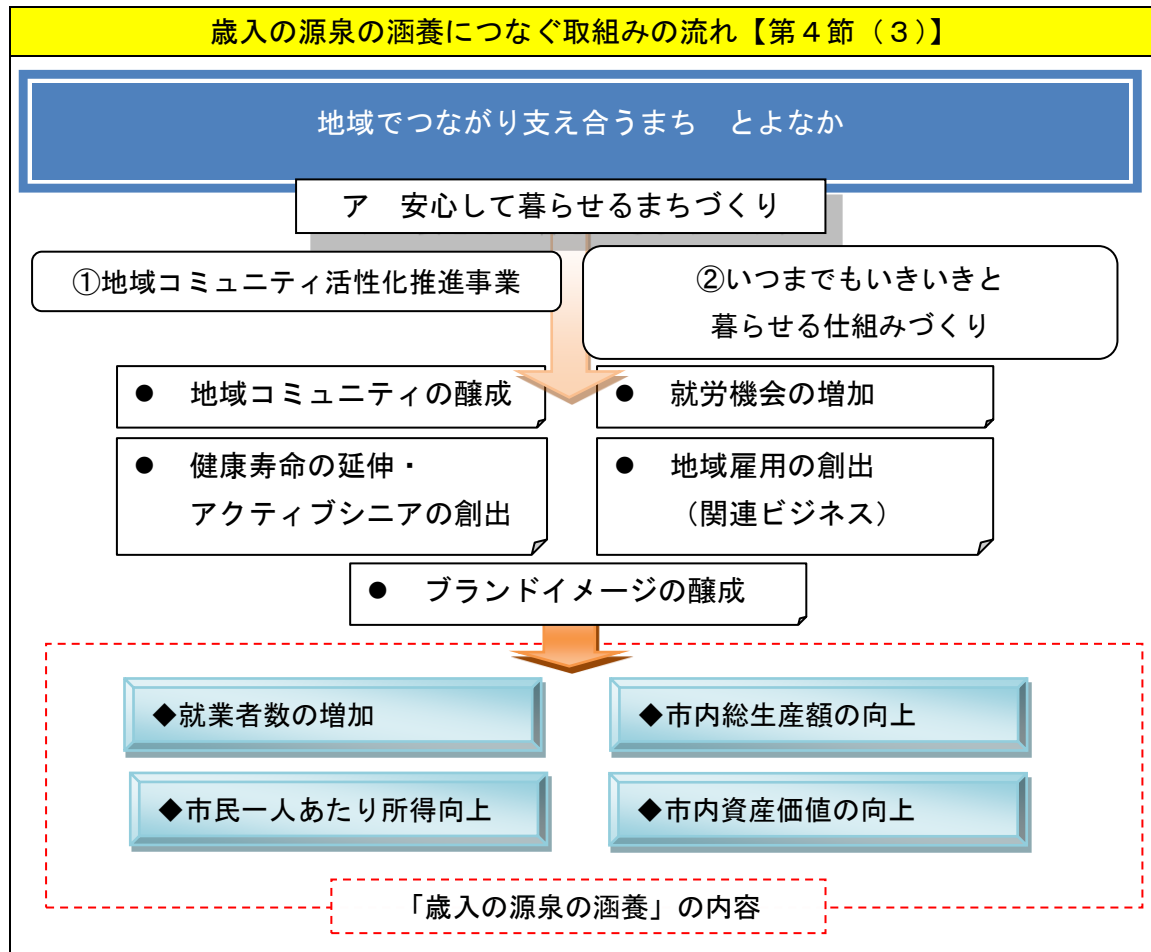
- ◆産官学金連携など異業種連携
- ◆市内事業者への支援（経営力強化）のための関係機関等との連携
- ◆地域の特性に応じた経営基盤強化の支援
- ◆「中小企業チャレンジ促進プラン」の推進
- ◆大阪大学と市内事業所のマッチング支援

③起業とその後の事業継続の促進

- ◆とよなか起業・チャレンジセンターにおける起業支援
- ◆産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の推進

(3) 地域でつながり支え合うまち とよなか

「住宅都市とよなか」で心豊かに暮らせる環境は欠かすことができません。豊中市で自分の暮らしを創造し、地域で健やかに安心した暮らしができるような社会システムを整備していきます。



「歳入の源泉の涵養につなぐ取組みの流れ【第4節(3)】」について

地域コミュニティ活性化推進事業の取組みとして、校区単位自主防災活動支援の充実や地域自治システムの推進のほか市民協働による生活道路のバリアフリー化の推進など、地域コミュニティの醸成を図り、「安心して暮らせるまち とよなか」のブランドイメージをさらに高めていきます。

また、いつまでもいきいきと暮らせる仕組みづくりとして、本市の地域資源である医療機関・福祉および介護事業所の集積、地域福祉活動や市民公益活動の蓄積を活かし、「地域包括ケアシステム（豊中モデル）」の構築を進めます。このことにより、社会保障関係経費の抑制にとどまらず、健康寿命の延伸からアクティブシニアの創出、多世代交流の活

発化等に波及させるとともに、今後の時代に即した新たな都市型コミュニティ創造の契機とし、少子高齢化社会にあっても活力ある地域づくり・まちづくりに結びつけます。地域経済の観点からは、本ケアシステムのネットワークを健康づくり・生活習慣病予防・介護予防・認知症対策等における産学協働の事業創生の場としても開いていくとともに、課題解決型の社会的企業（ソーシャル・ビジネス）も誘引する、全市的な取組みとして推進していきます。

このように「地域でつながり支え合うまち とよなか」に係る取組みを推進することで歳入の源泉の涵養を図ります。

本取組テーマにおいて想定している具体的な取組み事業例は、次のとおりです。

ア 安心して暮らせるまちづくり

①地域コミュニティ活性化推進事業

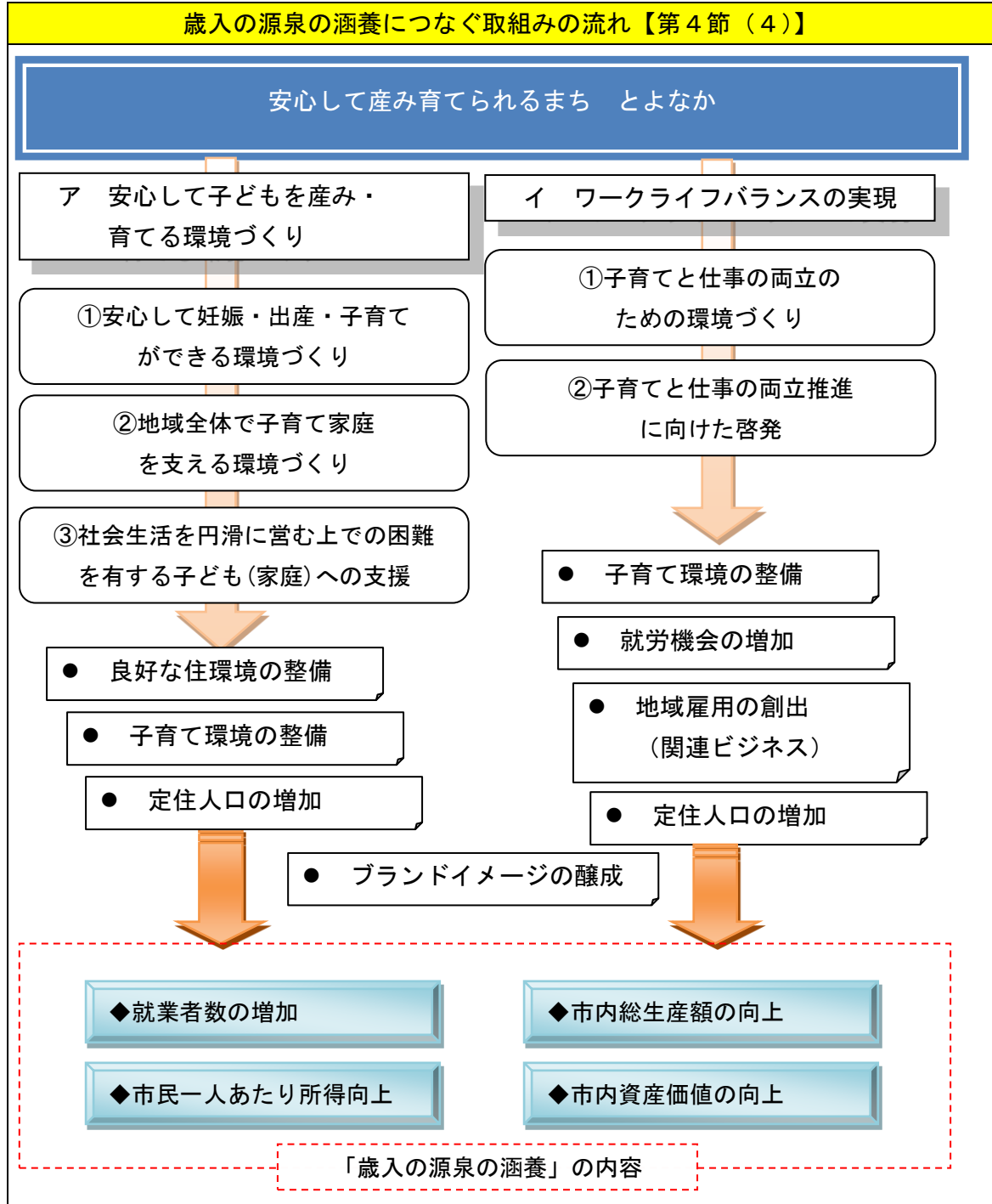
- ◆校区単位自主防災活動支援の充実
- ◆地域自治システムの推進
- ◆地域でのまちづくり活動の推進
- ◆(仮称)とよなか大学院
- ◆市民協働による生活道路のバリアフリー化の推進
- ◆地域と連携した通学路交通安全プログラムの推進 など

②いつまでもいきいきと暮らせる仕組みづくり

- ◆地域包括ケアシステム(豊中モデル)の構築

(4) 安心して産み育てられるまち とよなか

豊中市で安心して子どもを産み育てられるとともに、やりがいや充実感をもって多様な生き方が選択・実現できる環境づくりを進めます。



「歳入の源泉の涵養につなぐ取組みの流れ【第4節（4）】」について

安心して子どもを産み・育てる環境づくりとして、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり、地域全体で子育て家庭を支える環境づくり、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援などの取組みを推進します。

また、ワークライフバランスの実現に向けた取組みとして、子育てと仕事の両立のための環境づくりや子育てと仕事の両立推進に向けた啓発を推進し、子育て世代の就労機会や子育て環境の整備に伴う地域雇用の創出を図ります。

これらの取組みを通じて、「安心して産み育てられるまち とよなか」のブランドイメージをさらに高め、定住人口の増加を図ります。

このように「安心して産み育てられるまち とよなか」に係る取組みを推進することで歳入の源泉の涵養を図ります。

本取組テーマにおいて想定している具体的な取組み事業例は、次のとおりです。

ア 安心して子どもを産み・育てる環境づくり

①安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり

- ◆妊婦健康診査の促進
- ◆産後ケアの充実
- ◆子育て・子育てにやさしい生活環境の確保（子育てバリアフリーの充実等）
- ◆子育て家庭への経済的な支援（子ども医療費助成事業等）

②地域全体で子育て家庭を支える環境づくり

- ◆地域と連携した子育て支援（とよなか子育て応援団養成等）
- ◆身近に集える地域の子育て・子育て支援の拠点づくり
- ◆地域子育て・子育て支援ネットワークの充実 など

③社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援

- ◆障害のある子どもへの支援の充実
- ◆外国人市民の子どもや子育て家庭への支援の充実
- ◆児童虐待防止策の総合的な推進
- ◆ひとり親家庭への支援の充実 など

イ ワークライフバランスの実現

①子育てと仕事の両立のための環境づくり

- ◆待機児童ゼロに向けた取組み（保育所整備等）

◆多様な保育サービスの充実（利用者支援の充実等）

◆放課後こどもクラブ事業の充実

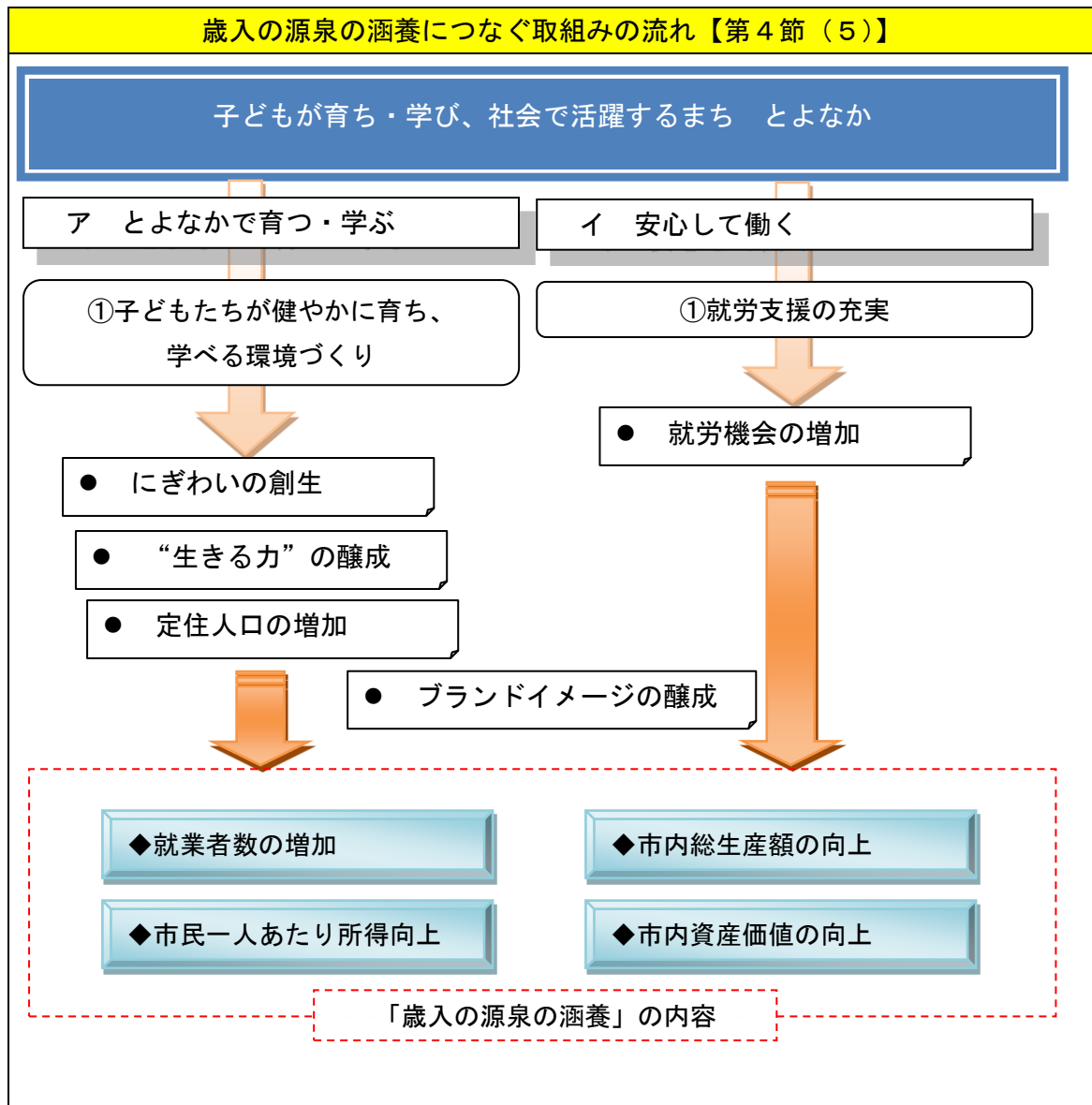
②子育てと仕事の両立推進に向けた啓発

◆ワークライフバランス推進事業の展開

◆保護者・企業・事業所へのワークライフバランスの啓発 など

(5) 子どもが育ち・学び、社会で活躍するまち とよなか

未来を支える子どもたちが、豊中市で育ち、学び、「生きる力」を身につけた社会の担い手に成長できるよう、様々な取組みを進めます。



「歳入の源泉の涵養につなぐ取組みの流れ【第4節(5)】」について

子どもがとよなかで育つ・学ぶ取組みとして、子どもたちが健やかに育ち、学べる環境づくりを推進することで、知識・技能の習得にとどまらず、それらを活用して探究する「生きる力」を養います。

また、地域就労支援・雇用創出事業や若者就労・育成支援事業を通じて、若者が社会で活躍できる土壌を整備します。

これらの取組みを通じて「教育文化都市 とよなか」のブランドイメージをさらに高め、定住人口の増加を図ります。

このように「子どもが育ち・学び、社会で活躍するまち とよなか」に係る取組みを推進することで歳入の源泉の涵養を図ります。

本取組テーマにおいて想定している具体的な取組み事業例は、次のとおりです。

ア とよなかで育つ・学ぶ

①子どもたちが健やかに育ち、学べる環境づくり

- ◆魅力ある学校づくり
 - ・学校でのICT活用の推進 など
- ◆市制施行80周年記念事業～総合計画策定における子どもの参画
- ◆次世代を担う子どものこころの健康づくり人材育成
- ◆子どもの社会参加の促進
- ◆子どもの相談窓口体制の整備
- ◆ライフデザイン支援

イ 安心して働く

①就労支援の充実

- ◆地域就労支援・雇用創出事業
- ◆若者就労・育成支援事業

第3章 めざすべき方向

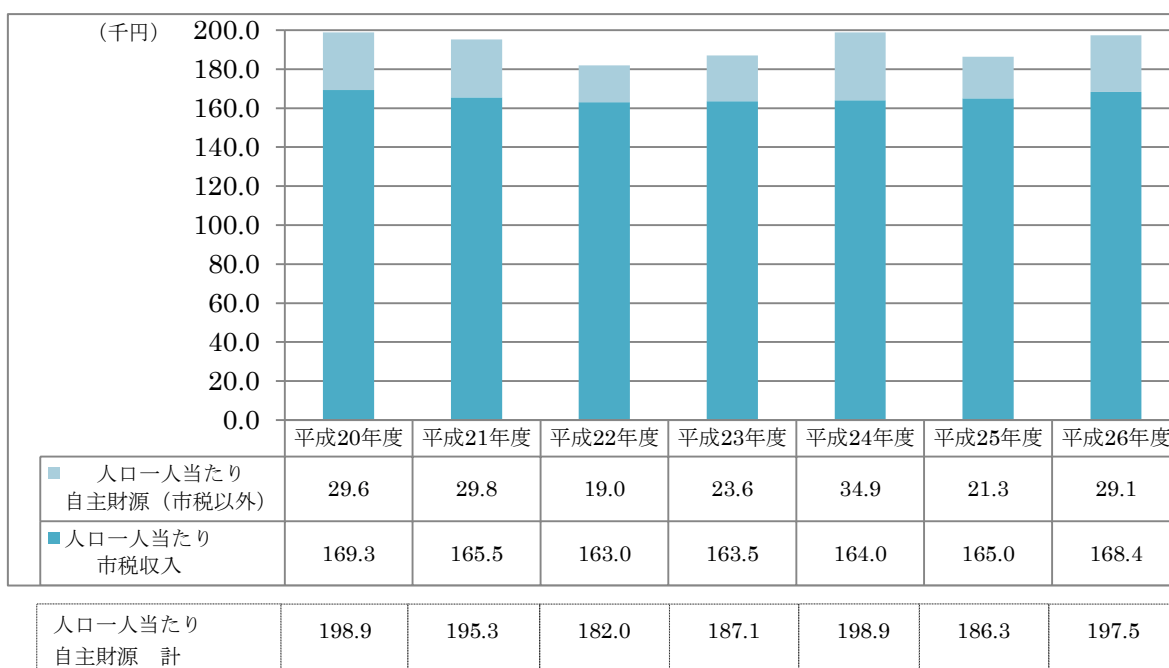
(1) 人口一人当たり市税収入の増加

歳入の源泉の涵養及び既存の歳入の確保に係る取組みを推進することで、個人市民税及び法人市民税、固定資産税などの市税収入を増加させることが期待できることから、「人口一人当たり市税収入」を増加基調にすることをめざします。

(2) 人口一人当たり自主財源の増加

既存の歳入の確保及び新たな歳入の創出に係る取組みを推進することで、市税のほか使用料等や有料広告料などの自主財源を増加させることが期待できることから、政策評価の指標の一つである「人口一人当たり自主財源総額」を増加基調にすることをめざします。ただし、繰越金は前年度の決算剰余金ですので、歳入を確保するというこの基本方針の趣旨に合致しません。そのため、繰越金以外の自主財源総額を対象とします。

【人口一人当たり市税収入及び自主財源の推移】



出典；豊中市『市税概要』、総務省「地方財政状況調査」より作成（決算数値）

※自主財源は、繰越金及び基金繰入運用金を除き、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入とした。

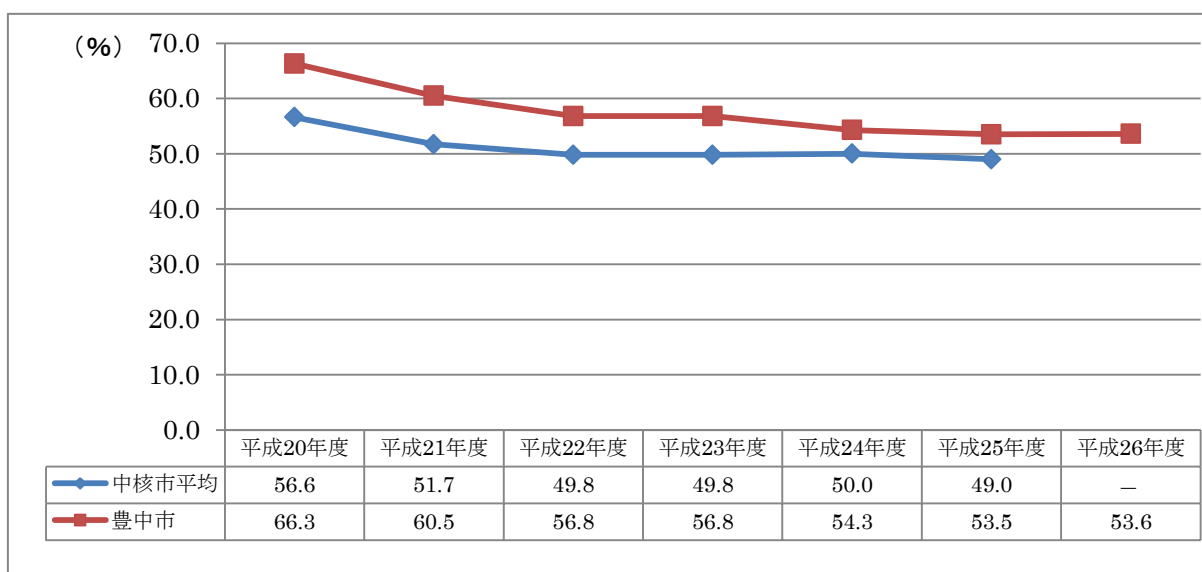
※人口は、推計人口。

(3) 自主財源比率の堅持

市税等の自主財源は、そのほとんどを市税が占め、市税のおおよそ半分を市民税が占めていることから、多分に景気動向の影響を受けるものといえます。

次の図は、本市の歳入のうち自主財源の占める割合を示した「自主財源比率」と中核市における自主財源比率の平均値の推移を示したものです。

【自主財源比率の推移】



出典；総務省「地方財政状況調査」より作成（決算数値）

※自主財源は、繰越金を除き、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入とした。

※平成26年度中核市平均は、基本方針策定時点において総務省「地方財政状況調査」が未公表のため（－）表示とした。

同様の景気情勢のなか市税収入の変動も含めた自主財源の状況を表す自主財源比率について、自立した行財政運営を築いていく観点で、中核市平均を上回る比率を堅持することをめざします。

第4章 取組期間及び推進体制

(1) 取組期間

基本方針の中間見直し後の取組期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。ただし、取組期間の最終年度である平成32年度の段階でこれまでの取組みを総括し、その後の基本方針の取扱いについて検討することとします。

(2) 推進体制

この基本方針に基づく取組みの総合調整及び進行管理、研修などの場面を活用した全庁的な意識啓発のほか、上記(1)の総括などの基本方針全体の推進体制については、次の表のとおりとします。

時 期	総合的推進主体	事務局
平成28年度～平成32年度	歳入確保に係る基本方針 推進会議	財務部財政課

歳入確保に係る基本方針
(改定)

平成 28 年(2016 年)3 月

発行元 豊中市
(事務局) 財務部財政課

Tel 6858-2799

Fax 6858-3184